平成２２年（フ）第５２４号
埼玉県草加市谷塚上町398番地１　パナハイツ杉201号
債務者　山田　雅久
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
埼玉県春日部市大場1259番地６　ＯＡＫⅡ―202、前住所埼玉県春日部市大場1268番地１ロイヤル島田303
債務者　齊藤　篤
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市蒲生旭町７番４号
債務者　藤井くら子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番99号明徳団地18―25
債務者　菅野　道子（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
埼玉県草加市瀬崎町777番地１　ライオンズグローベル谷塚リアルレジデンス210号
債務者　本多　里美（旧姓畔出）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目37番地４ファーストハイツ福王台205号
債務者　山田　琢磨
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２１７号
新潟県長岡市摂田屋町2578番地24、前住所新潟県長岡市吉崎985番地34
債務者　大湊　敏晃
１　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
新潟県見附市緑町３番５号
債務者　原山奈々江
１　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
新潟県長岡市才津西町2153番地２
債務者　佐藤　郁子
１　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５１９号
名古屋市北区辻町５丁目64番地　河野第２マンション301号
債務者　細江　正美
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００２号
名古屋市千種区橋本町１丁目34番地の１
債務者　谷川　龍也
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３３号
愛知県岩倉市栄町１丁目27番地　シンプルハイツサカエ201号
債務者　田中　康弘
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５９号
愛知県岩倉市五条町渡り所1520番地１　曽野団地５棟309号
債務者　原田　和子
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１７号
三重県伊勢市中島２丁目１番18号
債務者　小林　一雄
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
滋賀県長浜市木之本町廣瀬302番地51
債務者　徳留　秀作
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
滋賀県長浜市木之本町廣瀬302番地51
債務者　徳留さおり
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
滋賀県米原市下多良１丁目118番地１
債務者　小野　弘和
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
滋賀県長浜市千草町65番地18
債務者　中田　一義
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで大津地方裁判所長浜支部破産係